

養殖業成長産業化 提案公募型実証事業 令和7年度2次公募説明会

令和7年10月9日

養殖業成長産業化提案公募型実証事業 事務局
一般社団法人マリノフォーラム21

養殖業成長産業化提案公募型実証事業（漁業構造改革総合対策事業（令和7年度予算概算決定額）の内数）

国が策定した養殖業成長産業化総合戦略に基づき、国内外の需要を見据えたマーケット・イン型養殖経営の実現に貢献する分野における技術開発・実証にかかる取組を支援します。

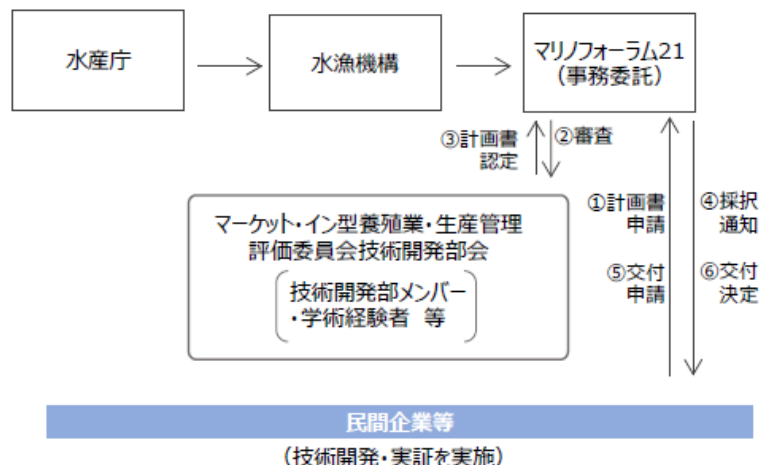
1 目的

養殖業成長産業化総合戦略で掲げられた推進すべき研究開発のテーマに沿った技術開発を実施する民間企業等を支援することで、養殖業の成長産業化を推進する。

2 事業の内容

- ① 「マーケット・イン型養殖業・生産管理評価委員会技術開発部会」を設置し、民間企業等が作成する養殖業技術開発計画を認定する。
- ② 認定された養殖業技術開発計画に基づき実施される新たな技術の開発や新たな技術の実証にかかる経費を支援する。

3 事業開始までの流れ



4 研究開発のテーマ

(1) 生産物の品質保持・管理

(2) 気候変動等漁場環境変化に対応できる生産技術開発

(3) スマート水産業

(4) 新魚種・新養殖システム

(5) 魚病関連対策

(6) 配合飼料等の水産資材の研究開発



例：冷凍ブリの褐変防止技術の開発



例：海洋観測ブイによる漁場環境モニタリング技術の開発



例：ワクチンの開発

5 補助率

1 / 2 以内

補助
(50,000千円)

自己負担
(50,000千円)

※国費上限（50,000千円）

【お問い合わせ先】 水産庁裁培養殖課（03-3502-0895） 1

1. 事業目的と概要

需要に応じた適正な養殖業（マーケットイン型養殖業）の実現に貢献する技術開発であると認定された養殖業技術開発計画に基づく技術開発・実証を行うための経費を支援することで、養殖業の成長産業化に必要な研究開発を推進します。

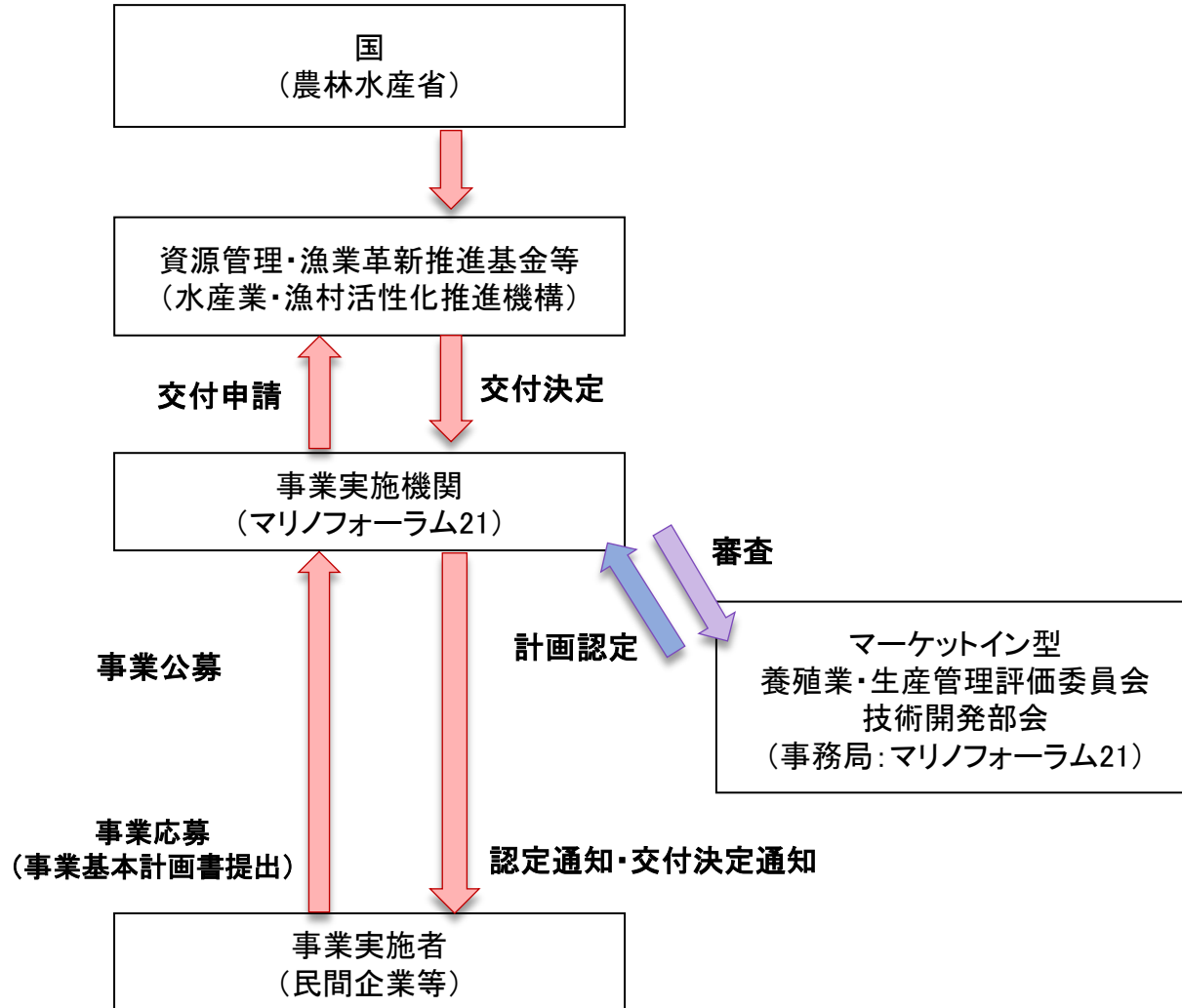
➤ 認定養殖業技術開発計画に基づく技術開発・実証の取組

➤ 助成金交付

➤ マーケットイン型養殖経営の推進
➤ 国際競争力を備えた養殖業への転換を促進

養殖業の
成長産業化

2. 事業内容



➤ 支援内容

養殖業成長産業化のために必要な経費支援

⇒ **1/2 まで助成**

(1件当たりの助成金 上限額5,000万円)

➤ 支援対象期間

令和9年3月31日まで

(実施期間は最長で3年間)

支援対象期間
は現時点では
3年未満です

➤ 事業対象者

- A) 民間企業、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、協同組合、養殖経営体又は養殖経営グループ
- B) 大学及び大学共同利用機関
- C) 国立研究開発法人、特殊法人及び認可法人
- D) 都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人

3. 応募資格について

➤ 応募者の資格要件

- A～Dに掲げる企業、団体等が
単独で行うもの
- A～Dの全部又は一部で構成される**共同実施機関(JV)**で行うもの

A: 民間企業、一般又は公益法人、NPO法人、協同組合、
養殖経営体及び養殖経営グループ

B: 大学及び大学共同利用機関

C: 国立研究開発法人、特殊法人及び認可法人

D: 都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人

※応募される企業等は法人格を有している必要があります。

※本事業は直接採択方式であり、応募者は、**実証課題の主たる部分又は全部を他の者に再委託することはできません。**

➤ 既に本事業の認定を受けている応募者の要件

過去に本事業の認定を受けている者又は応募の時点で本事業を実施している者は、原則として本事業に応募することはできません。
ただし、特に必要と認められる場合は、この限りではありません。

➤ 国庫の補助を受けている応募者の要件

既に本事業以外の国庫補助事業により補助を受けている者が、当該事業の補助対象となっている経費について、本事業により重複して補助対象とする内容で本事業に応募することはできません。

3. 応募資格について

➤ JVの構成要件

- JVは、技術開発者と実証を行う養殖業者等の事業実施に必要な者により構成するものとします。
- JVを構成する者がそれぞれの分担関係を明確にした上で、提案する技術開発計画の中で、中心となる技術を開発する事業者（以下「代表機関」という。）を定めなければなりません。
- 代表機関に所属する者の中から本事業に係る事業基本計画の企画立案、実施、成果管理等を統括する代表者（以下「実施代表者」という。）を定めなければなりません。
- 実施代表者は、日常的に本会等からの連絡を受けることが可能な者であって、JV構成員間の連絡・調整を確実に遂行できる者でなければなりません。

➤ 代表機関の要件

代表機関は、以下の全ての要件を満たす必要があります

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有し、以下の2つの条件を満たす者であること。
 - ア 実証を行うための体制を有すること。
 - イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ② 日本国内の研究開発拠点及び養殖場等において事業を実施すること。
- ③ 応募者が助成を受けようとする実証について、実証課題の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、実証代表者及び経理統括責任者を設置していること。

4. 公募対象の技術開発分野

➤ 対象研究開発分野

- ① 養殖製品の品質保持・管理に関する技術開発
- ② 気候変動等漁場環境変化に対応できる生産技術開発 令和6年度から変更
- ③ スマート水産業の推進に関する技術開発
- ④ 新魚種・新養殖システムの推進に関する技術開発
- ⑤ 養殖水産物の疾病関連対策に関する技術開発 令和6年度から変更
- ⑥ 配合飼料等の水産資材に関する技術開発

➤ 認定要件

- ・ 「事業基本計画書」を作成し、技術開発部会で認定を受ける。
- ・ 事業開始後、1年毎に必要な報告書類の提出が必要。

4. 公募対象の技術開発分野

① 養殖製品の品質保持・管理に関する技術開発

これまで進められてきている養殖製品の品質保持・管理についての技術開発の実装に加え、販路拡大及び国際取引で求められるニーズに対応できる新たな技術開発等を募集します。

<取り組み内容等の例>

- ・ 国内外の市場ニーズに応じた多様な製品形態、生産・加工・流通システムの開発
- ・ 養殖製品の付加価値向上に資する簡便・迅速な品質評価を行うための機器の開発
- ・ 電気刺激を用いた活魚鎮静化装置による活け締め等処理手法の効率化
- ・ 養殖魚の船上処理手法や冷凍・解凍条件の違いによる褐変抑制及び食味の維持・向上

② 気候変動等漁場環境変化に対応できる生産技術開発

気候変動等漁場環境変化による影響の緩和、適応に資する技術開発等を募集します

＜取り組み内容等の例＞

- ・ 自然災害に対応するための堅牢・大型の養殖生簀、浮沈生簀の開発
- ・ 災害リスクの高まりや労働安全・省力化に対応した養殖生産システムの開発
- ・ 高水温耐性等を有する養殖品種の実証
- ・ 高水温、貧栄養化に適応した養殖生産手法の開発
- ・ 養殖副産物、未利用資源の有効活用技術の開発
- ・ 養殖漁場周辺の水質、底質等環境要因のモニタリング技術の開発
- ・ ノリ等藻類養殖における鳥類や魚類による食害を防除するための技術開発・実証

③ スマート水産業の推進に関する技術開発

養殖業においてIoTや人工知能技術(AI)等の情報通信技術(ICT)を活用し、作業性の効率化・省力化及び収益性・生産性の向上を実現するための技術開発等を募集します。

＜取り組み内容等の例＞

- ・ 養殖生産物の生産状況モニターや成長曲線、給餌等コスト表示システムの導入
- ・ 海水温、赤潮、貝毒及び魚病等の漁海況の状況予測等を把握し、養殖生産に活用するシステムの導入
- ・ 音響、水中ドローン等の技術を活用したノリ等藻類養殖食害対策
- ・ 自動給餌機への餌補給船の開発・実証
- ・ 水中ドローンを用いたオペレーション&メンテナンスシステム開発
- ・ 画像解析による食欲センシングを用いたAI自動給餌機の開発
- ・ ブリ類海面養殖の給餌自動化とスマート化の推進
- ・ ソナー及び通信技術を用いたクロマグロ自動給餌支援システムの開発
- ・ 過年度に蓄積された水質観測データを活用したAI予測モデルの構築とシステム導入
- ・ ノリ網干出作業軽減のためのIoTによる自動制御システム開発
- ・ 画像識別・AI技術を用いたノリ等級判別における絶対指標の導入

④ 新魚種・新養殖システムの推進に関する技術開発

今後、取組の拡大が見込まれる新魚種・新養殖システムの推進に資する技術開発等を募集します。

＜取り組み内容等の例＞

- ・ 種苗生産技術などを養殖業へ転用した新魚種養殖生産システムの開発
- ・ 新規養殖対象魚種の飼育技術及び管理の高度化
- ・ 新規繊維ロープを活用したカキ筏係留方法の改善
- ・ 養殖生簀におけるクロマグロ尾数カウントソナーの開発
- ・ サケ類生産管理システムを用いた大規模沖合養殖技術の開発
- ・ 陸上サイロ及び海上配管装置を用いた大規模沖合養殖技術の開発
- ・ 早期かつ大型の人工種苗ヨコワの安定生産技術の開発

⑤ 養殖水産物の疾病関連対策に関する技術開発

薬剤耐性菌対策や従来のワクチンでは対応が難しい魚病に対応するためのDNAワクチン技術、新技術を活用したワクチンの研究・開発を募集するとともに、貝類・藻類等養殖の病害を軽減するための早期検出技術の開発等の疾病関連対策に資する技術開発等を募集します。

＜取り組み内容等の例＞

- ・ 貝類、藻類養殖における寄生虫や細菌等による疾病対策
- ・ ヒラメ用抗菌剤(エドワジエラ症)の開発
- ・ ブリ類の微孢子虫性脳脊髄炎対策
- ・ ブリ類魚類の α 溶血性レンサ球菌症に対する経口ワクチンのクロマグロへの応用
- ・ ブリ類のミコバクテリウム症対策
- ・ 次世代型紫外線水殺菌装置を用いたSPF人工ふ化ブリ種苗の開発
- ・ ブリ類、マダイ、クロマグロ用イリドウイルスワクチンの開発及び改良
- ・ 昆虫生体を用いた経口イリドワクチンの開発

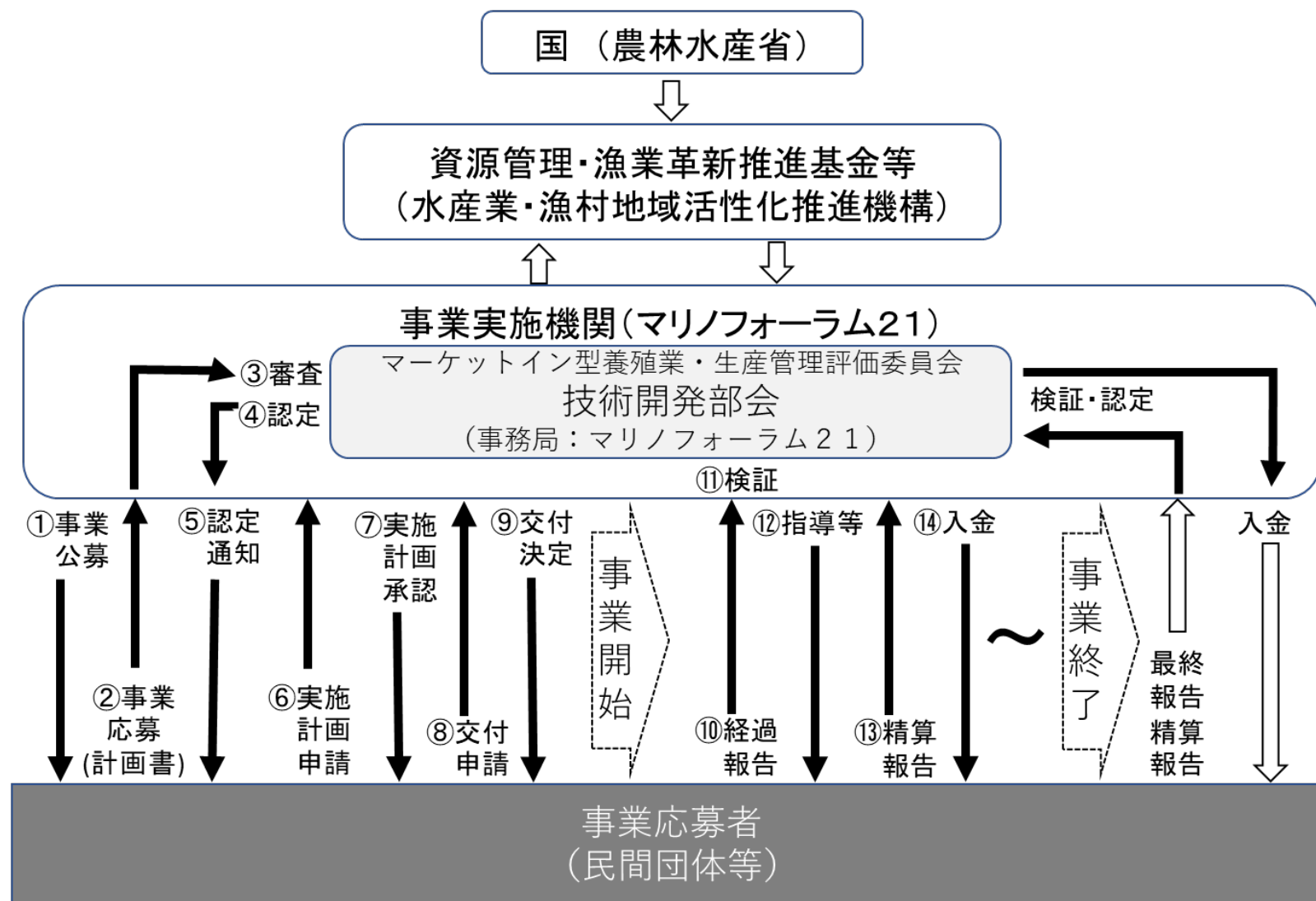
⑥ 配合飼料等の水産資材に関する技術開発

天然餌料の効率的な利用、性状や物性を踏まえた養殖用配合飼料の開発、代替タンパク源の利用促進、養殖生産対象魚種の栄養摂取と成長性・食味の解析等の飼料関連対策に資する技術開発等を募集します。

＜取り組み内容等の例＞

- ・ 他分野の研究開発手法を導入し、性状や物性に配慮した養殖用配合飼料等の水産資材の研究開発
- ・ 外国産魚粉代替タンパク源として、チキンミール、フェザーミール、昆虫等の動物性原料、大豆、トウモロコシ等の植物性原料を用いた低コスト配合飼料の研究・開発
- ・ 植物資源を活用した魚粉・魚油代替機能性飼料の生産
- ・ 飼料用昆虫自動飼育システムの開発
- ・ 昆虫を用いた飼料による養殖魚の長期間成長性確認と肉質評価

5. 手続きの流れ-①



5. 手続きの流れ-②

①事業基本計画書の提出

事業応募者が事業基本計画書を作成、事業実施機関(マリノフォーラム21)に提出します。

②事業基本計画の認定

ご提出いただいた書類をもとに、「技術開発部会」で審査を実施します。審査にて認定された事業者を事業実施者として認定通知書を発行します。

③実施計画申請と承認

認定された事業基本計画について、事業実施期間などの具体的なスケジュールを示した実施計画申請書を提出します。マリノフォーラム21で内容を確認し、承認通知書を発行します。

④助成金交付計画申請

③が完了したら、助成金の交付時期や金額に関する助成金交付申請計画書を提出します。なお、助成金の支払は原則として事業終了後の精算払となります。

⑤交付決定通知・事業開始

マリノフォーラム21で確認し、助成金交付決定通知書を発行します。同通知書に記されている事業開始日から助成金を使用することができます。事業開始日以前に購入や契約したものは助成対象になりませんのでご注意ください。

6. 事業基本計画書について

1 実施体制

(1) 実施機関名

- 申請する会社名、団体名等を記入
- 共同実施機関の場合は共同実施機関名を記入し、その下に代表機関と構成機関及び役割分担を記入

(2) 企業概要

- 共同実施機関の場合は代表機関及び各参画機関の概要を記入

(3) 実施体制図

- 実施機関の内部体制や協力機関との関係なども記載
- 共同実施機関の場合は参画機関の関係、役割分担がわかるように作成
(会計責任者については必須とし、その経験等についても記載)

(4) 提案者のアピールポイント(実績等)

- これまでの実績や企業、製品などの特徴のアピール

2 養殖業技術開発計画概要

(1) 事業名称

- 提案される実証事業の内容を具体的にイメージできる名称

(2) 事業実施場所

- 実証事業を実施する場所(海域、住所など)を記載

(3) 事業実施期間

- 交付決定された日以降から最長3年間

※令和9年3月31日まで(令和9年4月1日以降の経費は助成対象外ですが、今後の国の予算措置状況により、対象となる可能性があります)

(4) 実証分野

①養殖製品の品質保持・管理に関する技術開発、②気候変動等漁場環境変化に対応できる生産技術開発③スマート水産業の推進に関する技術開発、④新魚種・新養殖システムの推進に関する技術開発、⑤養殖水産物の疾病関連対策に関する技術開発、⑥配合飼料等の水産資材の維持・研究開発 から単独又は複数選択

(5) 実証事業の概要

- 認定された実証事業の概要を公開するため、実証事業の内容(目的、方法、目標など)を簡潔に記載
- 事業の概要を示すポンチ絵を添付(必須、A4 版1枚)

2 養殖業技術開発計画概要

(6) 実証事業の内容と目標等

① 実証を行う製品・技術開発の背景と目的

- 養殖業における生産性向上や収益性向上にあたっての課題と解決すべき方向性について記載

② 実証事業を行うことが必要な理由

- 技術的な課題の存在、事業効果の検証など、製品・技術開発にあたり実証事業が必要な理由を具体的に記載

③ 実証事業の目標

- 可能な限り定量的に記載。

④ 実証事業の内容と実施方法

- 事業経費の積算根拠と照合できるよう、実証試験の具体的な実施方法を、できるだけ詳細に記載
- JVの場合は構成機関ごとに分担内容を記載

⑤ 実証事業を行うフィールド

- 実験を実施する養殖場などのフィールドは、【確保済み】、【確保予定】、【未定】の別が分かるように記載。

※【確保予定】、【未定】の場合は、いつまでに・どうやって確保するのか、見通しを記載。図や写真の添付も。

(7) 実用化・産業化の見込み

- 事業化の可能性に関し、事業成果の検証・共有の計画、ユーザーや取引先等のニーズ、先進性、採算性(価格、売上)、市場規模や競合する企業・サービスの分析など事業化に向けた具体的な見通しを記載

(8) 公益性・普及性について

- 本事業では、得られた技術の実装に取り組み、国が進める養殖業成長産業化の実現への貢献が求められていることを踏まえて、実証事業の内容が公益性(広く享受される技術やその適用結果)を有するか、またどのようにして普及させることができるかを記載

(9) スケジュール

- 開始から終了までの取組みスケジュール(少なくとも年次計画)を記載。取組み項目と実施主体について簡潔に記載

※事業の概要を示すポンチ絵を添付してください。(A4版1枚)

※必要に応じて別紙を添付してください。

3 経費配分案

(1) 経費配分

- 代表機関及び構成機関ごとに作成
- 委託を行う場合、事業基本計画書別紙 1 の業務委託理由書に詳細を記入
- 機械・備品を購入する場合、事業基本計画書別紙 2 の機械・備品購入計画に詳細を記入

※単に事業拡大のための経費の補填は認められません(飼料代や燃油代の補助など)

※施設(建物、基礎工事、一次側電源工事など)の建設費用は認められません

※飼料等通常の養殖生産に要する費用は認められません

※JV間での業務委託や、自社内の個人への委託は認められません

(2) 共同実施機関(JV)の経費配分案

- 単独の場合でも合計金額を記載

4 他の助成金等の状況について

3 経費配分案と助成金申請額
(1) 経費配分案
※ 代表機関及び構成機関ごとに作成してください

機関名		経費区分		細目	
実証事業費				① 人件費	単価×人時間により算出して下さい。
				② 賃金	※細目を記入して下さい。
				③ 謝金	※細目を記入して下さい。
				④ 旅費	※移動区間および運賃×利用回数により算出して下さい。宿泊を伴う場合は宿泊料×泊数により算出して下さい。
				⑤ 消耗品費	※細目を記入して下さい。
				⑥ 委託費	※細目を記入して下さい。細目ごとに、別紙 1 の業務委託理由書に詳細を記入して下さい。
				⑦ 機械・備品費	※細目を記入して下さい。別紙 2 の機械・備品購入計画に詳細を記入して下さい。
				⑧ その他	※細目を記入して下さい。
				合計	・事業費合計の 1/2 以内 ・5,000 万円以内

※ 自己資金のみに計上する経費がある場合は、欄を追加してください。

公募要領
別紙 1 経費の説明
を良くご覧ください

7. 採点について

公募要領
別紙2 審査基準
をご覧ください

次の採点項目に沿って事業基本計画書ごとに「マーケットイン型養殖業・生産管理評価委員 技術開発部会」が採点を行い、支援候補者を認定します。

採点は①と②の各項目を足した合計点数(委員が採点した平均点)を総得点(170点満点)とします。

また、採点の結果、以下の場合は支援候補者から除外されます。

- 総得点(①+②)が100点に満たない場合
- いずれかの採点項目で0点(不可)の評価を一つでも受けた場合

採点項目

①実証事業支援を遂行する上で、必要不可欠な能力について (各10点満点、計90点満点)

- ア. 実証事業計画の目的は公募要領に沿っているか。
- イ. 手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか
- ウ. 課題の抽出・分析方法は妥当なものであるか。
- エ. 実証事業を行う上で遂行可能な人員の確保がなされているか。
- オ. 円滑な事業遂行のために実施体制が組まれているか。
- カ. 実証事業を行う上で必要な設備、環境を有しているか。
- キ. 実証事業を行う上で十分な営業基盤及び資本を有しているか。
- ク. 円滑な業務遂行のための実施体制が組まれているか。
- ケ. 円滑な業務遂行のための会計処理体制が組まれているか。

②事業内容の妥当性・将来展望について(各20点満点、計80点満点)

- ア. 我が国の養殖業成長産業化に繋がるような提案内容であるか。
- イ. 我が国の養殖業成長産業化に貢献することを理解し、事業成果の検証・共有に意欲的か。
- ウ. 事業成果の実用化・産業化の見込みが期待できるか。
- エ. 事業内容と計上経費が妥当であるか。

加 点 ポ イ ン ト

次の項目に基づくポイント付けを行い、採点結果に加点することとする(最大15点)

1. 対象魚種が、水産庁が策定した「養殖業成長産業化総合戦略」に定められた戦略的養殖品目に該当している。(該当していた場合、10点加点)
→ブリ類、マダイ、クロマグロ、サケ・マス類、新魚種(ハタ類等)、ホタテガイ、真珠
2. 自己資金として、民間企業等が任意で負担する比率が高い場合は、以下の式で算定されるポイントを加点できる。{上限5点; $(0.5 - \text{助成率}) \times 10$ (小数点第1位四捨五入)}

【計算例】

- ①総事業費1億円のうち助成金申請額5,000万円の場合、
助成率0.5のため $(0.5 - 0.5) \times 10 = \underline{0}$ 点
- ②総事業費1億円のうち助成金申請額3,000万円の場合、
助成率0.3のため $(0.5 - 0.3) \times 10 = \underline{2}$ 点

これまでの認定案件

マリノフォーラム21のウェブサイトから一覧可能

HOME⇒活動実績⇒今年度事業一覧⇒提案公募型補助事業等一覧

https://www.mf21.or.jp/koubojigyo_list.shtml

養殖業成長産業化提案公募型実証事業 令和3年度1次募集認定案件一覧

事業名称	技術開発分野	事業体
<u>AIを用いた養殖魚の自動給餌システムの開発</u>	スマート水産業の推進	福伸電機(株)
<u>尾数カウントソナーの開発</u>	新魚種・新養殖システムの推進	古野電気(株)
<u>昆虫を用いた飼料による養殖魚の長期間成長性確認と肉質評価</u>	配合飼料等の水産資材の維持・研究開発	(地独)大阪府立環境農林水産研究所
<u>次世代型紫外線水殺菌装置を用いたSPF人工孵化ブリ種苗の開発</u>	魚病対策	(株)マルハニチロ養殖技術開発センター
<u>水中ドローンを用いたオペレーション&メンテナンスシステムによる持続的な養殖生産の推進</u>	漁場環境モニタリングと活用	(株) 東京久栄
<u>ブリ、カンパチ海面養殖の給餌自動化とスマート化の推進</u>	新魚種・新養殖システムの推進	ファームチョイス(株) 他

8. 提出書類について

【提出必須書類】

- ① 事業基本計画書⇒様式ダウンロード
- ② 事業概要ポンチ絵(A4用紙1枚)
- ③ 定款、会社案内パンフレット 等
- ④ 直近2か年分の財務状況が分かる資料(貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書等)
- ⑤ 公募要領の内容および提出物確認書⇒様式ダウンロード

【必要に応じて提出】

- ① 共同企業体契約書
→共同実施機関(JV)がいる場合のみ提出
- ② (別紙1)業務委託理由書
→委託費を計上する場合のみ提出
- ③ 委託業者選定理由書(フォーマット不問、A4用紙1枚以内)
→委託業者を相見積もりでなく、指定(随意契約)する場合のみ提出
- ④ (別紙2)機械・備品購入計画
→機械・備品費を計上する場合のみ提出
- ⑤ 機械・備品見積書、カタログ等

9. 公募スケジュール

日時	内容
9月29日(月)	公募開始
10月9日(木)	公募説明会
10月31日(金)	ここまでに提出があった計画については、 11/7まで応募書類に関する問い合わせが可能
11月7日(金) 12 時(正午)	応募書類に関する問い合わせ期間終了
11月14日(金)12 時(正午)	公募締切

※ 11月14日(金)12時(正午)までであれば問い合わせを踏まえた再提出も可能
※ 締切日時以降の追加、修正等は受け付けません。

お問い合わせ先

一般社団法人マリノフォーラム21

養殖成長産業化提案公募型実証事業事務局

E-mail: aqua@mf21.or.jp（事務局共通アドレス）

TEL: 03-6280-2792 FAX: 03-3555-8850

担当: 宮川、小野、日向野、大久保

【所在地】

〒104-0032

東京都中央区八丁堀1丁目5番2号 はごろもビル5階

<https://www.mf21.or.jp/>